

国民年金保険料の申請免除について

お問い合わせ ▶ 和歌山西年金事務所国民年金課 ☎073-447-1688
▶ 役場住民環境課国保年金係 ☎64-1102

国民年金は、未納の状態が続くと、将来の年金受給額が減額されるだけでなく、年金を受ける権利を得られなかったり、万が一の障がいや死亡による給付を受けられなくなったりする恐れがあります。

国民年金保険料は、月額 16,260 円（平成 28 年度）です。国民年金制度には、この保険料の納付が困難な方のために、保険料申請免除の仕組みがあります。

◆申請は毎年必要です

保険料申請免除は、前年中（1 月～6 月は前々年中）の本人・配偶者・世帯主それぞれの所得状況に応じて、全額免除または一部免除（50 歳未満は納付猶予も）が承認されます。

申請は、毎年（7 月以降に）必要となります。ただし、前年度以前に継続申請で承認されている場合は必要ありません。

※失業特例制度について

免除申請を行う年度または前年度中に仕事を退職した場合、免除判定に使用する退職した方の所得を「0」とする特例が利用できます。その際、雇用保険離職票または受給資格者証の確認が必要となります。

※継続申請とは

失業特例制度を利用せずに全額免除（50 歳未満は納付猶予も）が承認される方は、希望すれば翌年度以降の申請を自動で継続することができます。

※一部免除が承認される方へ

申請免除の仕組みには、一部免除（4 分の 3 免除・半額免除・4 分の 1 免除）があります。この一部免除は、免除されていない残りの部分を納付しなければ、未納期間という扱いとなりますので、承認後に送付される納付書にて納付するようお願いします。

偶数月の第 1 水曜日は出張年金相談の日

● 次回の出張年金相談（要予約）

日時 8 月 3 日（水）10 時～16 時
（最終受付は 15 時）

場所 役場 1 階 相談室 3

● 予約電話番号

073-447-1660

（和歌山西年金事務所 お客さま相談室）



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のお知らせ

平成 28 年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の普通徴収の納付が始まります。

第 1 期の納付期限は 8 月 1 日（月）です。納め忘れのないようをお願いいたします。

※納め忘れの心配がなく、安心・便利な口座振替での納付がおすすめです。お申し込みは金融機関の窓口でお願いいたします。

保険税（料）を納めないでいると、納めていない期間に応じた措置が原則としてとられます。

特別な事情により保険税（料）を納めることができない場合は、納付のご相談をしていただくようお願いいたします。

お問い合わせ・納付のご相談

国民健康保険税 ▶ 税務課 ☎ 64-1106

後期高齢者医療保険料 ▶ 住民環境課国保年金係 ☎ 64-1102

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています